

令和 8 年度

介護サービス情報の報告・調査及び情報公表計画

I 共通事項

1 計画策定の目的

本計画は、県内の介護サービス事業者が提供する介護サービスに係る介護サービス情報の報告、調査及び公表に関する事務を効率的かつ円滑に実施するため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3第1項及び第37条の5第1項（第37条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、報告計画、調査計画及び情報公表計画を一体のものとして定めるものである。

2 計画の策定者

計画の策定者は、沖縄県知事（以下「知事」という。）とする。

3 計画の策定方法

知事は報告計画、調査計画及び情報公表計画を一体の計画として策定するとともに、あわせて苦情等の対応体制等を定めることとする。

これらの計画を策定した場合は、県は、当該策定を指定調査機関へ通知し、県のホームページ上に掲載する。

4 計画の基本的事項

（1）計画の基準日

令和 8 年 4 月 1 日とする。

（2）計画の期間

計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（3）対象となる介護サービス

報告及び公表の対象となる介護サービスは、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「規則」という。）第140条の43に掲げる介護サービスとする。

（4）対象となる介護サービス事業者

本計画において、報告及び公表の対象となる介護サービス事業者（以下「対象事業者」という。）は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35及び規則第140条の44の規定に基づき、次のとおりとする。

ア 令和 8 年 4 月 1 日以降、新たに対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業所（以下「対象事業者（ア）」という。）

イ 対象となる介護サービスごとに、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの介護報酬額（利用者負担分を含む。）が100万円を超える事業所（以下「対象事業者（イ）」という。）

ウ 上記ア・イには該当しないが、報告及び公表を希望する事業者（以下「対象事業者（ウ）」という。）

※対象事業者（ウ）は報告及び公表を希望する旨の連絡を令和9年1月末までに県に行うものとする。

エ 対象事業者（ア）、対象事業者（イ）、対象事業者（ウ）については、事業所毎公表計画を別途定めて県のホームページに掲載する。

（5）虚偽報告等を行った対象事業者に係る介護サービス情報の取扱い

報告をせず、若しくは虚偽の報告を行い、又は調査を拒否若しくは妨害した対象事業者について知事は法第115条の35第4項の規定に基づき報告若しくは報告内容の是正又は調査を受けることを命じるものとする。またその介護サービス情報については、この計画の定めるところにかかわらず、別途知事の指示により、調査又は公表を行うものとする。

Ⅱ 報告計画

1 目的

対象事業者が県に報告するまでの業務に係る計画を報告計画として定める。

2 報告受理開始日等の通知

県は、報告の提出期限日の属する月の前月末までに対象事業者（ア）・対象事業者（イ）に対し、報告受理開始日、提出期限、公表予定日その他の報告に必要な事項について通知する。

3 報告する情報

（1）対象事業者（ア）は、介護サービス情報報告システム（以下「報告システム」という。）により「基本情報」を報告する。

（2）対象事業者（イ）・対象事業者（ウ）は、報告システムにより「基本情報」及び「運営情報」を報告する。

ただし、休止している事業所及び廃止した事業所を除く。

4 調査表の提出期限

対象事業者（ア）、対象事業者（イ）ともに事業所毎公表計画に定める期限までとする。

5 情報の時点

調査表に入力する情報は、報告日現在のものとする。また、過去の実績等について記入する場合の対象期間は報告日の前1年間とする。但し、調査表に調査時点についての指示がある場合は、それに従う。

6 調査表の提出

（1）提出方法

対象事業者は、報告システムにより県へ調査表を提出する。

（2）調査表の控えの保管

対象事業者は、提出する調査表の写し等を控えとして保管する。

7 調査表の受理

(1) 審査

県は、対象事業者から提出された調査表について、すみやかに、入力漏れ等の不備について審査する。

(2) 再提出の依頼

県は、提出された調査表に不備があった場合は、対象事業者に差し戻しを行い再提出を求める。

(3) 受理決定

県は、調査表の審査が完了したものについて受理を決定する。

(4) 提出の催促

県は、提出期限までに調査表の提出がなかった対象事業者に対して、提出を促す。

8 受理決定後の介護サービス情報の訂正等

対象事業者は、報告内容に訂正等がある場合には、県に連絡を行い、差し戻しを依頼する。すでに公表されている場合には、再度報告システムにて訂正を行い県へ提出する。

Ⅲ 調査計画

1 目的

調査の対象となる介護サービス事業者に対して指定調査機関等が調査を実施し、調査結果を県に報告するまでの業務に係る計画を調査計画として定める。

2 調査事務を行う者

調査に関する事務は、知事が指定した次の調査機関（以下、「指定調査機関」という。）が行うものとする。

(1) 法人名 特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
所在地 那覇市西2丁目4番3号 クレスト西205

(2) 法人名 株式会社 沖縄タイムエージェント
所在地 沖縄県那覇市上之屋1-18-15アイワテラス2階

3 調査の対象となる介護サービス事業者

Iの4の対象事業者（イ）のうち、法第115条の35第3項及び省令第140条の47の2に基づく調査対象事業者は下記のとおりとする。

(1) 介護サービスの指定を受けた翌年度以降2年以内の事業者。

ただし、外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業者及び福祉サービス第三者評価を実施している事業者については、調査対象外とする。

具体的には事業所毎公表計画に定める。

(2) 自ら調査を希望する事業者

調査を希望する者は、調査申請書（別紙2）により、県高齢者介護課まで調査を申請する。

（申請書受付期間 令和8年8月21日（金）～9月18日（金））

4 調査手数料

- (1) 前項 (1) の事業者 手数料を徴収しない。
- (2) 前項 (2) の事業者 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例別表25の規定に基づき、介護サービス情報調査手数料として、1件（1サービス区分）あたり28,000円とする。

5 調査を行う月

事業所毎公表計画に定める「調査予定月」のとおりとする。

6 調査表の送付

県から指定調査機関への調査表の送付は、原則として報告システムにより行うこととする。

7 調査の準備

- (1) 調査の通知
調査を実施する指定調査機関は、調査対象事業者に対し、調査日及び調査員氏名等について通知する。
- (2) 調査日の確定
指定調査機関は、調査対象事業者に対して調査日を確定するための連絡を行い、調査日を確定する。

8 調査の実施

- (1) 調査員
調査員は、沖縄県が実施した「介護サービス情報の公表調査員研修」を修了し、沖縄県に登録された者とする。
- (2) 調査日数
調査はサービスごとに行われるものとし、調査日数は、原則として、調査対象となるサービス一つにつき1日以内とする。
- (3) 同類型サービスに対する調査
同一事業所において複数のサービスを行っている場合で、当該サービスの種類が別表1に定める同類型のサービスである場合は、そのうち一つのサービスについてのみ調査を行うものとする。
- (4) 調査方法
調査対象事業者の調査は、調査員が調査対象事業者を訪問し、事業者があらかじめ記入した報告書に基づいて面接調査を行うものとする。
- (5) 調査時点
調査時点は、調査対象事業者から県へ報告された調査表の報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。但し、調査表に調査時点についての指示がある場合は、それに従う。
- (6) 調査結果への同意
調査員は、調査結果について事実誤認等がないことについて、調査対象事業所を代表する者からの同意を得るものとする。

9 調査結果の報告

(1) 指定調査機関への報告

調査員は、調査終了後、指定調査機関に対して、速やかに調査結果及び当該調査結果に対する同意の有無を報告する。

この場合調査員は、当該調査結果を個々に保有してはならない。

(2) 県への報告

ア 指定調査機関は、調査員から提出された調査結果に不備がないことを確認する。

イ 指定調査機関は調査を行った月の翌月末までに、公表システムに登録するものとする。

10 調査報告の受理

県は、指定調査機関から報告された調査結果を審査し、不備がない場合は当該調査結果を受理し、調査結果の審査において不備が認められた場合は、当該調査結果を指定調査機関へ差し戻し、再提出を求める。

IV 情報公表計画

1 目的

報告された「基本情報」及び「運営情報」の公表業務に係る計画を情報公表計画として定める。

2 公表の時期

事業所毎公表計画に定める「公表計画月」とする。

3 公表の方法

(1) インターネットによる公表

県は、対象事業者の介護サービス情報を公平に公表するとともに、多くの事業者の中から介護サービス利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行う。

介護サービス情報の公表は、「沖縄県介護サービス情報公表システム」により行う。

(2) 対象事業者による公表

ア 対象事業者は、公表される自らの介護サービス情報について、事業所又は施設の見やすい場所に掲示するように努めるものとする。

イ 対象事業者は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表される自らの介護サービス情報を添付するように努めるものとする。

4 公表情報の普及啓発

県は、インターネットによる公表情報が適切に利用者に伝わるよう、本制度の活用について利用者及びその家族、地域、市町村（保険者）、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所への普及啓発に努めるものとする。

5 介護サービス情報の更新等

県は、報告等に基づいて新規事業所の情報の追加、廃止事業所の削除及び前年度情報の更新等を適時行うものとする。

6 介護サービス情報公表支援センターとの連携

県は、介護サービス情報の公表制度の普及・啓発などの支援業務を行う「介護サービス情報公表支援センター」と適時連携・調整を行うものとする。

V 苦情等の対応体制等

1 目的

介護サービス情報の公表制度の実施に伴って発生する苦情等を、県及び指定調査機関が一括して管理し、情報を共有して対応するための計画を苦情等の対応体制等として定める。

2 苦情対応窓口の設置

県及び指定調査機関は、介護サービスの利用者及び事業者等からの苦情に対応する窓口をそれぞれ設置する。

3 苦情に関する情報の共有について

県及び指定調査機関は、苦情等に関する対応の経過を記録し、当該記録について、個人を特定できる情報を削除した上で、相互に必要な情報を共有することとする。

4 苦情等への対応

(1) 介護サービス利用者からの苦情対応

介護サービス利用者から「基本情報」又は「運営情報」に関する苦情を受けた場合、県は、当該情報を報告した対象事業者に対して事実確認を行う。

事実確認の結果、「基本情報」又は「運営情報」の訂正が必要な場合は、対象事業者は速やかに公表している報告内容を訂正するものとする。

(2) 対象事業者からの苦情対応

対象事業者からの苦情については、県及び指定調査機関が適宜適切に対応するものとする。

VI その他

対象事業者等が介護サービス情報の報告をしない場合や虚偽の報告をした場合、正当な理由を無くして調査を拒否した場合、調査の実施を妨げた場合については、以下の措置を講ずる。

1 法第115条の35第4項に基づく改善命令

2 法第115条の35第6項及び第7項に基づく指定・許可の取消又は効力の停止等